

業務処理要領

1 業務の名称

遺伝学的検査委託業務

2 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 検査項目

NCCオンコパネル(以下、本検査という。)

4 年間予定件数

32件

5 業務内容

NCCオンコパネルシステムを用いた遺伝学的検査業務を、本業務処理要領に基づいて、適正かつ誠実に履行すること。

6 検体の引取方法

- (1) 検体の引取は受託者が行うものとし、委託者は検体と検査依頼書を直接受託者へ渡す。
- (2) 検体の引取日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日とする。
- (3) 委託者は受託者へ引取を依頼し、受託者は依頼から3営業日以内に検体を引き取ること。
- (4) 検体や検査依頼書に不備等がある場合、受託者は速やかに委託者及び検査を依頼した診療科に報告し、再度引取について調整すること。

7 検体の採取方法

- (1) 必要な下記の採取容器は委託者が準備する。
 - (ア) スライドガラス
 - (イ) 採血管
- (2) 委託者は下記の検体を採取する。
 - (ア) 腫瘍組織を含むFFPE切片スライド

10 μ m厚の未染色FFPE切片をスライドガラス5枚分、あるいは5 μ m厚の未染色FFPE切片をスライドガラス10枚分。検査依頼書に腫瘍細胞含有率を記入する。

※腫瘍細胞含有率が20%未満のマクロダイセクションの場合は、提出するスライドガラスを裏面から油性ペン等を用いてマーキングする。

(イ)血液

採血量は2mL以上とする。採取後に10回転倒混和し、搬送まで冷蔵で保管する。
検体提出まで14日以上保管が必要な場合は、凍結(-20℃以下)にて保管する。

8 検査結果の報告

- (1)受託者は検体の引取日から起算して、20営業日以内に、委託者へ検査完了通知書にて報告すること。
- (2)委託者は検査結果を確認すること。

9 検査の中止及び再検査について

- (1)本検査の検体のDNA抽出時に品質不良や量不足により一時停止となった場合、受託者は速やかに委託者及び関係診療科に電子メールにて報告し、再検査等の調整を行うこと。
- (2)本検査が中止となった場合、検査料金は発生しないこととする。

10 秘密保持

- (1)受託者は本検査で扱う個人情報を業務委託の範囲内で適切に取り扱うこと。また、個人情報の保護に関する法律及びその他の個人情報の取り扱いに関する法令に従い、適切に管理すること。
- (2)上記(1)については、契約終了後においても有効とする。

11 その他

- (1)受託者は検査依頼書及び結果報告書の様式、検体引取、結果報告の方法に変更が生じた場合は、診療に支障がないよう、委託者及び関係診療科に説明し、検査体制を整備すること。
- (2)本業務処理要領に定めのない事項については、双方協議の上、決定すること。